

特別用途食品と栄養表示基準の比較

: 重複する栄養成分

		特別用途食品（健康増進法第26条）			栄養表示基準（健康増進法第31条）		
制度の目的		患者等の栄養管理			健康な人の健康保持増進		
調製を行う 栄養成分及 び表示可能 な内容	低い旨	調製を行う栄養成分	規格	表示可能な内容（例）	調製を行う栄養成分	基準値	表示可能な内容（例）
		ナトリウム	通常の50%以下であること等	「高血圧に適する病者用特別用途食品である旨」	ナトリウム	120mg（100g当たり）以下であること等	「低ナトリウム」
		カロリー	通常の50%以下であること等	「糖尿病に適する病者用特別用途食品である旨」	カロリー	40kcal（100g当たり）以下であること等	「低カロリー」
		たんぱく質	通常の50%以下であること等	「腎臓疾患に適する病者用特別用途食品である旨」	脂質	3g（100g当たり）以下であること等	「低脂質」
		アレルギー	含まないこと等	「特定の食品アレルギーの場合に適する病者用特別用途食品である旨」	飽和脂肪酸	1.5g（100g当たり）以下であること等	「低飽和脂肪酸」
		乳糖	含まないこと等	「乳糖不耐症に適する病者用特別用途食品である旨」	コレステロール	20mg（100g当たり）以下であること等	「低コレステロール」
	高い旨	たんぱく質	通常の2倍以上であること等	「肝臓疾患に適する旨」	たんぱく質	15g（100g当たり）以上であること等	「高たんぱく」
					食物繊維	6g（100g当たり）以上であること等	「食物繊維たっぷり」
					亜鉛	2.10mg（100g当たり）以上であること等	「亜鉛たっぷり」
					カルシウム	210mg（100g当たり）以上であること等	「高カルシウム」
審査手続	個別の大臣許可			なし			
販売・流通方法	病院の提携薬局、医師等の紹介による通販等			一般の販売店（スーパー、コンビニ等含む）			

※ 栄養表示基準において「高い旨」の表示ができる栄養成分は、他に鉄、マグネシウム、ビタミンA等がある。